# 感染症対策事業継続支援金について (Q&A)

令和2年5月18日時点

# 1. 目的等について

- Q) 支援金を支給する目的は何ですか。
- A) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県の休業要請・協力依頼にご協力頂いた事業者に対して、事業継続のためにご支援することを目的とします。

# 2. 支給対象となる施設について

- Q) 支給対象は何ですか。
- A) 休業要請と営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業(個人事業主を含む)等が、休業の要請等にご協力頂いた場合に支給されます。
- Q) 営業休止要請の対象施設は、具体的にどこで確認できますか。
- A) 群馬県のホームページよりご確認ください。 https://www.pref.gunma.jp/07/ct01\_00002.html

# 3. 休業を要請している期間(または営業短縮期間)について

- Q) いつからいつまで休業すれば支援金を受け取ることができますか。
- A) 緊急事態措置にて休業等を要請している期間は、令和2年4月18日(土) から5月6日(水)までですが、4月25日(土)から5月6日(水)までの全期間を休業または営業時間の短縮をしていることが必要です。

## 4. 申請について

- Q) 申請の窓口はどこになりますか。
- A) 「群馬県感染症対策事業継続支援金受付センター」です。

# 【郵送先】

〒370-0845 高崎市新後閑町 4-8

※レターパックや簡易書留等、追跡可能郵便での送付をお願いします。

#### 【間い合わせ先】

「群馬県感染症対策事業継続支援金受付センター」

電話:050-5371-6437

受付時間: (平日・土日祝日)午前9時00分から午後5時00分

- Q) 4月25日(土)から5月6日(水)の間休業していることを、どのよう に証明すれば良いですか。
- A) 以下のような書類を提出していただくことを予定しております。
  - ・休業実態が確認できる書類
    - 例) 休業期間や営業時間の短縮を告知したホームページの写し 休業期間を告知したチラシを店頭に掲載した写真 など

- Q) 手続き後、どのくらいで支援金が振り込まれますか。
- A) 5月下旬から順次お振り込みしたいと考えております。
- Q) 申請の方法どのような方法がありますか。
- A) オンライン申請と郵送申請の方法があります。 オンライン申請の場合、県ホームページより専用ポータルサイトにアクセスし、必要事項を入力(画像アップロード含む)のうえ申請してください。

# 5. よくある質問

#### 〈制度 関連〉

- Q)国と県の給付はどちらも受けられますか。
- A) この支援金は、国の給付金の受給の有無を問いません。他の給付金をお考え の場合は、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

# 〈事業形態 関連〉

- Q) 本社は群馬県外で群馬県内には事業所がありますが、支援金の対象となりますか。
- A) 群馬県内に対象施設の事業所があれば、対象となります。
- Q) 明確に施設の種類を分類できない場合は、どうしたらよいですか。
- A) 群馬県感染症対策事業継続支援金受付センターにお問い合わせください。
- Q) 同一人物が複数の法人を経営していた場合、支援金は法人毎に申請できま すか。
- A) 法人格が別の場合、法人毎に申請できます。
- Q) 複数の店舗を持つ事業者は、全店舗を休業しないといけませんか。
- A)休業要請の新型コロナウイルスの感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、休業対象及び営業時間短縮となる全ての店舗の休業にご協力をお願いします。なお、店舗Aが休業対象、店舗Bが休業対象外の業種である場合、休業するのは店舗Aだけで構いません。
- Q)休業要請の対象でない施設の事業者が自主的に休業した場合は支援金の対象となりますか。
- A) 休業要請に応じていただいた方への支援金ですので、自主的な休業は支給 対象となりません。
- Q) 事業を開始したばかりでも休業に協力した場合、支給対象となりますか。
- A) 緊急事態措置期間開始より前(令和2(2020)年4月17日前)の営業活動が確認できる場合は、支給対象となります。

- Q)休業要請の対象とならない施設とはどのような施設ですか。
- A) 社会福祉施設、医療施設、生活必需物資販売施設、交通機関等、工場等、 金融機関・官公庁等、その他日常生活に必要な施設を指します。詳しくは、 群馬県のホームページより「基本的に休止を要請しない施設」をご確認くだ さい。

群馬県ホームページ【https://www.pref.gunma.jp/05/am49\_00062.html】

- Q) 自宅兼事業所の場合は支援金の対象となりますか。
- A) 県が休業の要請・協力依頼をした施設が休業すれば対象となります。
- Q) 施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と 契約しております。休業した場合は支給対象となりますか。
- A) 休業等の要請をされている施設を運営する事業者に対する支援金であるため、施設を運営していない場合は、対象となりません。
- Q) N P O 法人や一般社団法人は、支援金の申請ができますか。
- A)休止を要請する施設を休業する事業者であれば、支援金を申請することができます。
- Q)「大企業が実質的に参画していない事業者」とはどのような事業者を指しま すか。
- A)以下の3点のいずれにも該当しない事業者を指します。
- •1つの大企業(中小企業等以外の者)が発行済み株式総数又は出資総額の2 分の1以上を所有又は出資している事業者
- ・複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の3分の2以上を所有又 は出資している事業者
- ・役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している事業者

# 〈食事提供施設 関連〉

- Q) 食事提供施設の場合、どのような場合に支援金の対象となりますか。
- A)元々、夜8時以降も営業していた店舗が、夜8時までの営業に短縮(酒類の提供は夜7時まで)するなど、朝5時から夜8時までの営業に短縮した場合に対象となります。
- Q) 元々の営業時間が、朝9時から夕方5時までの飲食店です。自分の飲食店 も、営業時間を短縮すれば、支援金の支給対象になりますか。
- A) 支給対象にはなりません。営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにありますので、元々朝5時から夜8時の範囲内で営業している飲食店は休業要請の対象外で、支援金の支給対象外です。
- Q) 昼は飲食店、夜はバーとして営業している場合、夜の営業時間を短縮すれば支援対象となるのでしょうか。
- A) バーは休業要請の対象となっているため、バーを休業していただいた場合 は支給対象となります。

- Q) 夜間営業している飲食店が酒類の提供を夜7時までとし、夜8時以降はテイクアウトサービスのみに切り替えて営業を継続した場合は、支援金の対象となりますか。
- A) 営業時間の短縮となるため、支給対象となります。なお、飲食店が酒類の持ち帰り用販売(テイクアウト)を行う場合には、「酒類小売業免許」が必要となります。
- Q) 毎週月曜から水曜は夜8時まで、木曜から日曜は夜11時までの営業時間で 居酒屋を経営しています。営業時間を毎日夜8時まで(酒類の提供は夜7時 まで)に短縮すれば、支援金の対象となりますか。
- A) 支給対象となります。
- Q) バーの店舗は休業していますが、テイクアウトやデリバリーのみ営業している場合、支給対象となりますか。
- A) バーは休業要請の対象であるため、支給対象となります。
- Q) 営業形態が元々テイクアウトまたはデリバリーのみの飲食店を休業した場合は支援金の対象となりますか。
- A) 食事提供施設の休業とはいえないので、支給対象とはなりません。

# 〈大学・学習塾 関連〉

- Q) 学習塾は床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるものが休業要請の対象ですが、 1,000 ㎡以下の学習塾は支援金の対象となりますか。
- A) 床面積の合計が 1,000 ㎡以下の学習塾の施設に対しても協力要請をしているため、支給対象となります。なお、休業をお願いしている「大学・学習塾等」のうち、100 ㎡以下の広さの場合は営業可能となっておりますが、休業した場合には支給対象となります。
- Q) そろばん教室やバレエ教室、体操教室等を 200 ㎡の施設を休業した場合、 支援金の対象になりますか。
- A) 「大学・学習塾等」の施設に該当するものは、支給対象となります。
- Q)「床面積の合計」の考え方を教えてください。
- A) 床面積には、教室などの面積に加えて事務スペース等の面積も含まれます。
- Q)4月25日(土)から5月6日(水)までの間、パソコン教室を休業していますが、1日だけ検定試験を行います。その場合、支給対象となりますか。
- A) 期間中に1日営業しているため、支給対象となりません。
- Q) 学習塾の施設を利用せずにオンライン授業に切替えて授業を行っていますが、支援金の対象となりますか。
- A) 休業対象となる学習塾の施設を休止してオンライン授業に切り替えることで休業要請に協力して頂いたと判断できるため、支援金の対象となります。

# 〈運動・遊戯施設 関連〉

- Q) 所有する施設においてパーソナルトレーニングジムを運営していますが、 支援金の対象となりますか。
- A) スポーツクラブ又はホットヨガ、ヨガスタジオ等に該当するため支援金の 対象となります。

## 〈商業施設 関連〉

- Q)休業をお願いしている商業施設のうち、100 m<sup>2</sup>以下の広さの場合は営業可能 となっておりますが、休業した場合には支給対象となりますか。
- A) 生活に必要な商品やサービスを提供する店舗以外の店舗や営業所は、原則として休業をお願いしております。従って、100 ㎡以下であっても、休業した場合は支給対象となります。
- Q)生活必需物資販売施設とは、どのような施設をいいますか。
- A) 衣食住に密接にかかわる物を販売している施設を指します。
- Q) 理髪店、美容院は支援金の対象となりますか。
- A)理髪店、美容院は休業要請の対象施設ではないため、支給対象外です。
- Q) フランチャイズ経営を行っているオーナーは対象になりますか。
- A)経営している施設が休業要請の対象施設であれば、支給対象となります。
- Q) 百貨店にテナントとして入居していますが、支給の対象となりますか。
- A) 休業対象の施設であって、県の要請・協力依頼に応じて休業すれば支給対象 となります。
- Q)整体院は支援金の対象となりますか。
- A) 有資格者が治療を行う場合、医療施設となり、休業要請の対象外となるので 支給対象外です。なお、有資格者がいない場合、医療施設とはみなされず、 商業施設に該当するため、休業要請の対象(支援金の対象)となります。
- 0)化粧品販売店は、支援金の対象となりますか。
- A)雑貨屋に該当するため、支援金の対象とはなりません。

#### 〈ホテル・宿泊施設・観光施設 関連〉

- Q) 全期間(4月29日から5月6日)の休業が必要となりますか。
- A) 全期間の休業が対象となります。
- Q)4月29日以前から休業している場合は支給対象になりますか。
- A) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために休業していた場合は 支給対象となります。
- Q) 営業時間の短縮を行えば、休業要請に応じたとして支給対象となりますか。
- A) 営業時間の短縮は対象としておりません。休業をした場合に支給対象となります。

- Q) 支援金の宿泊施設とは具体的にどのような施設ですか。
- A) ホテル、カプセルホテル、旅館、民宿、ペンション、民泊、ラブホテル、 ウィークリーマンション、キャンプ場、コテージ、貸別荘です。
- Q)共同住宅、寄宿舎、下宿は対象となりますか。
- A) 対象としておりません。
- Q)観光施設とは具体的に何ですか。
- A) ゴルフ場、スキー場、遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイです。
- Q) 観光農園 (イチゴ、ブルーベリー狩り等) は支援金の対象ですか。
- A) 農業であるため、今回の支援金の対象には含まれておりません。
- Q) 複数の宿泊施設等を運営している場合、1 施設ごとに支給されますか。
- A) 運営しているすべての宿泊施設等の休業にご協力いただく必要がありますが、複数運営している場合も、1事業者あたり20万円の支給となります。
- Q) 施設は閉めているが、予約等の受付を行っている場合、支援金の対象となりますか。
- A) 電話やインターネット等の対応は問題ありません。
- Q)長期滞在の宿泊者がいる場合、休業要請に従い出て行っていただく必要が ありますか。
- A) 宿泊者の目的を確認していただき、ビジネスなど行楽以外での宿泊者は出て行っていただく必要はありません。原則、観光目的の宿泊者がいた場合には、支援金の対象とはなりません。